

第 2 次安平町総合計画 中期基本計画（案）に関する意見募集要領

[安平町復興まちづくり計画案含む]

第 2 次安平町総合計画 中期基本計画（案）について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

平成 29 年 3 月に第 2 次安平町総合計画 基本構想を策定し、『育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち』の実現に向けて取組みを進めています。

この基本構想を実現するための中期的な指針として策定している前期基本計画が平成 30（2018）年度をもって終了したことから、令和元（2019）年度から 4 カ年を計画期間とする中期基本計画の策定に向けて進めています。

また、本計画（案）の一部に安平町復興まちづくり計画（案）を位置づけており、平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震で被害を受けた地域の社会的機能や経済活動の迅速な復旧を図るとともに、震災を受けて得た経験や教訓を最大限活かしながら震災を乗り越えていくための基本的な考え方や主要な取組みを掲げています。

つきましては、計画案に町民皆様のご意見を反映させ、より良いものにするため、以下のとおりご意見を募集します。

なお、本パブリック・コメントのほか、11 月 11 日～14 日に町内 4 地区で開催する町政懇談会においても意見をお聞きしますので、ご都合の良い会場におこしく下さい。

1. 意見募集の対象

第 2 次安平町総合計画 中期基本計画（案）

* 当該計画には、安平町復興まちづくり計画（案）が含まれています。

2. 公表する資料

- ① 第 2 次安平町総合計画（案）について
- ② 第 2 次安平町総合計画（案）概要について

3. 資料の閲覧方法等

- ① 安平町役場のうち、下記において閲覧できます。
 - ・ 総合庁舎 政策推進課 政策推進グループ
 - ・ 総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ② 安平町ホームページに掲載しています。
- ③ その他：安平町ホームページをご覧になれない方については、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

4. 意見の提出方法及び場所

別添の提案書により提出してください。

提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

- ①持参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。
 - ・総合庁舎 政策推進課 政策推進グループ
 - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②郵送：安平町役場 総合庁舎 政策推進課へ郵送してください。
- ③ファクシミリ：提案書を下記へ送信ください。
総合庁舎 政策推進課（0145-22-2026）
- ④電子メール：提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。
政策推進課：kikaku@town.abira.lg.jp

5. 意見募集期間

令和元年11月5日（火）～令和元年11月25日（月） 17時15分まで。

- ①持参の場合：月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分
- ②郵送の場合：11月25日（月）付けの消印まで有効
- ③ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付（土日、祝日含む）
意見募集期間の締切日は、11月25日 17時15分まで。

6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住又は通勤・通学している方
- ②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体
- ③北海道胆振東部地震により安平町から町外へ避難されている方（みなし仮設住宅等の入居者など）

7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。

- ①安平町役場のうち、下記において公表します。
 - ・総合庁舎 政策推進課 政策推進グループ
 - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②安平町ホームページに掲載します。

8. その他

- ①提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメントの意見として取り扱わない場合があります。

9. お問い合わせ先

〒059-1595 安平町早来大町 95 番地
安平町役場 政策推進課 政策推進グループ
電話：0145-22-2751 FAX：0145-22-2026
E-mail：kikaku@town.abira.lg.jp